

杉戸ターゲット・バードゴルフクラブ 草刈り作業標準

本標準は草刈り作業の安全と効率的な成果を得るための
作業支持者の設定および作業に伴う注意事項を定めたものである
なお、作業支持者は設営当番グループのグループ長とするが
設営委員と連携を図り進める事とする

1. 作業支持者の役目

- (1) 作業者に対し草刈り機等の構造・特性および操作方法を周知し、安全作業の推進を図る。
- (2) 計画的な作業と事故防止を図るため、作業内容・作業場所範囲・作業者を指示する。
- (3) 上記2項目について、作業前ミーティングを行い作業者との意識を合わせる。
- (4) 草刈り機等による作業中は、当該エリアに作業者以外が立ち入らない様監視をおこなう。

2. 作業にあたっての注意事項

- (1) 作業者は作業指示内容を十分把握したうえで作業を行う。
- (2) 定めた日以外の単独草刈り作業は行わない。
- (3) 白ロウ病などの予防のため、仮払い機による連続作業は30分程度毎に休息または作業者の交代を行う。
- (4) 草刈り作業時間帯はプレーを行わない。

3. 機械の運転

(1) 芝刈り機・草刈り機

- ① 運転にあたっては次の作業前点検を行う。
(ア)燃料の補充 (イ)エンジンオイル適正量の確認 (ウ)破損・ネジ緩み等の有無など。
- ② 芝刈り機の「刈刃クラッチレバー」及び「走行クラッチレバー」をロープ等により固定しない。
- ③ 給油にあたってはエンジン停止を確認する。
- ④ 絡まった草などの除去を行う場合はエンジン停止を確認する。
- ⑤ 作業終了にあたっては、草刈り機等のエンジン停止・燃料コックの停止・点火プラグの抜去を確認した後
清掃点検を行う。
また、乗用式芝刈り機はバッテリー放電を防止するためターミナル部の開放を行う。
なお、この際のエンジン部および排気部は高熱になっているので注意する。

(2) 仮払い機

- ① 混合燃料は特に指定のない限り【25:1】の比率で作成する。
- ② 運転にあたっては防護マスクおよび作業用エプロンを活用し、安全作業に務める。
- ③ 給油・チップソーやナイロンカッターの取替・絡んだ枯草の除去にあたってはエンジン停止ボタンの操作により
エンジン停止を確認する。
- ④ 作業範囲に作業者以外の人が入っていない事を確認する。
特に、刈払い機のチップソー回転方向に人や車が入らない事を常時確認する。

4. 機器のメンテナンス

- (1) 芝刈り機および草刈り機のエンジンオイル交換およびエアエレメント清掃は草刈り開始シーズンの初日に行う。
- (2) 刈払い機のグリスアップは草刈り開始シーズンの初日及び中間期間(概ね7月～8月)に行う。
- (3) 草刈りシーズン終了時において、各機器燃料タンクは空になる様に務める。
特に、刈払い機はエンジン運転中に燃料を使い切る事。

平成28年5月作成 令和4年4月改定
杉戸TBGクラブ:設営委員会

<https://sugisupo.jp/tbg.html>

